

国海査第483号  
平成16年12月21日

(社)日本船舶品質管理協会  
会長 板澤 宏 殿

国土交通省海事局検査測度課長  
澤山 健一

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部  
改正について

標記について、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(平成16年国土交通省令第106号)が平成16年12月21日付で交付されましたところ、その概要と併せ別添送付しますので、関係各位に周知方よろしくお取り計らい願います。

## 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正について

平成 16 年 12 月  
国 土 交 通 省  
海事局検査測度課

### 1. 目的及び背景

船舶安全法第 6 条の 2 の規定に基づく事業場認定制度は、船舶又は船舶に関する物件のうち国土交通省令で定める物件(以下「認定対象物件」という。)の製造又は改造若しくは修理(以下「製造工事等」という。)に必要な一定の施設及び設備を有しており、かつ、人員、自主検査制度及び工程管理等が一定の基準を満たす事業場について国土交通大臣が認定し、当該認定を受けた事業場で製造工事等が行われる認定対象物件については、当該製造工事等に関する製造検査等の国の検査を省略する、船舶検査の合理化制度である。

また、同法第 6 条の 3 に基づく事業場認定制度は、認定対象物件のうち国土交通大臣の認定を受けた事業場で整備されるものについて、当該整備を受けた日から 30 日以内に行なわれる定期検査等の国の検査を省略する制度である。

今般、行政改革大綱等により国が行う船舶検査については、事業場認定制度等の活用により民間能力を一層活用することが求められていることに鑑み、認定対象物件を追加することによって船舶所有者・事業者等の負担軽減を図ることとする。

### 2. 改正の概要

- (1) 製造工事等に係る認定対象物件にガスタービン、弾性継手等 19 物件を追加する(第 3 条第 1 項)

(追加物件)

船尾骨材、かじ、舵頭材、鋼材、鋼材以外の金属材料、プラスチック樹脂、ガラス繊維、ゴム布、ガスタービン、ウォータージェット推進装置、弾性継手、弁、コック、ゴムホース、弾性体のゴムエレメント、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、バラストポンプ

- (2) 整備に係る認定対象物件にガスタービンを追加する。(第 13 条第 1 項)
- (3) 上記(1)及び(2)の物件を追加することに伴い製造工事等に必要な設備及び人員に関する基準並びに整備に必要な設備に関する基準を定める。(第 5 条第 1 項及び第 2 項又は第 21 条第 1 項第 2 号イ及びロ)

### 3. スケジュール

公布日：平成 16 年 12 月 21 日

施行日：平成 17 年 1 月 1 日